　労働保険加入証明書、労働保険料等納付証明書等の交付申請について

　労働保険の加入証明や労働保険料等の納付証明については、保険関係成立届（事業主控）、労働保険料等申告書（事業主控）、及び金融機関等の領収印が押印された領収済通知書の納付書・領収書（３枚目）をもって証明し得ますが、特定技能外国人関係申請（新規・更新）、また、上記事業主控や領収書を紛失された場合等は、下記にご留意のうえ各申請用紙により手続きして下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 様　　式 | 必要部数 |
| ○労働保険加入証明願 | 様式１（継続・一括有期事業） | 正副２部 |
|  | 様式２（単独有期事業） | 正副２部 |
| ○労働保険料等納付済証明願 | 様式３ | １部 |
| ○労働保険料等納付証明書  （特定技能外国人関係申請用） | 労働保険料等納付証明書  （特定技能外国人関係申請用） | １部 |
| ○労働保険料等納付済（額）証明願 | 様式５ | 正副２部 |
| ○労働保険継続一括事業リスト交付依頼書 | 様式７－１ | １部 |
| ○委任状（申請を代理人が行う場合） | 様式８（委任状） | １部 |

**＜留意事項＞**

１．労働保険加入証明願（様式１、様式２）及び労働保険料等納付済（額）証明願（様式５）は**正副２部**ご用意下さい。（ＦＡＸ不可）

２．各種証明願は**切手貼付済の返信用封筒を同封のうえ**当室宛て郵送にて申請下さい。

申請内容を確認のうえ、返信用封筒により郵送にて証明書等を交付します。

３．**事業主の委任を受けた代理人による代理申請の場合は、委任状が必要です。**

　　なお、代表者印が押印されていない委任状については事業場あて委任の有無を確認させていただく場合があります。

４．労働保険番号は保険関係成立届（控）、労働保険料等申告書（控）等を確認のうえ正確に記入して下さい。

５．特定技能外国人関係の納付証明書は様式３号とは別様式です。

６．証明を必要とする理由、証明書提出先欄はできる限り具体的に記入して下さい。

７．労働保険等納付済（額）証明願にかかる証明対象年度は、当年度を含め３年度です。

８．銀行又は郵便局等の金融機関にて保険料等を納付いただいた場合、当室にて納付確認できるまで最大２週間程度を要することがあり得るため、納付後２週間以内に労働保険料等納付済（額）証明を申請する場合には当室へお問合せ下さい。

９．証明願は受付順に対応しておりますが、受付件数が多数の場合やオンラインシステムの稼働状況等により郵送による交付までに一定の時間を要する場合があります。

また、証明願の記載事項に不備等を確認した場合には当該証明願を返戻させていただく

場合もあり得ますので、申請にあたり日数・時間に余裕をもって手続願います。

１０．他県の都道府県労働局（都道府県番号「２４」以外）にかかる労働保険番号（他県の事務組

　　　合へ事務委託している場合も含む）につきましては当室では証明いたしかねます。

　　　お手数ですが、改めて管轄労働局へお問い合わせ下さい。

　　〒514-8524

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　津市島崎町327-2　津第二地方合同庁舎3F

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重労働局総務部　労働保険徴収室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL 059(226)2100